

令和4年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

町税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに書客資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産をお持ちの方は毎年1月1日現在の所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、申告書類に必要事項を記入のうえ、期限までに提出下さいますようお願いいたします。

記

1、送付様式

- ・償却資産申告書
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ・種類別明細書（減少資産用）

※全資産申告をされている方については様式を封入しておりませんのでご了承ください。

2、申告期間

令和4年1月6日（木）～1月31日（月）まで

3、提出先

《持参される場合》

庁舎名	担当課	郵便番号	住所	電話番号
遠軽町役場 本所	税務課 資産税担当	099-0492	北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1	(0158) 42-4814
遠軽町役場 生田原総合支所	地域住民課 総務民生担当	099-0701	北海道紋別郡遠軽町生田原339番地1	(0158) 45-2011
遠軽町役場 丸瀬布総合支所	地域住民課 総務民生担当	099-0203	北海道紋別郡遠軽町丸瀬布中町115番地2	(0158) 47-2211
遠軽町役場 白滝総合支所	地域住民課 総務民生担当	099-0111	北海道紋別郡遠軽町白滝138番地1	(0158) 48-2211

《郵送される場合》

〒099-0492

北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町役場 税務課 資産税担当

※申告書を郵送される場合で控えをご希望の方は、必ず申告書のコピー（控え）と、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

同封がない場合は、控えの返送はできかねますので、あらかじめご了承ください。

4、その他

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告（償却資産申告）もご利用できます。

（エルタックス <https://www.eltax.lta.go.jp>）

遠 軽 町

目 次

i	償却資産の申告について	
1	提出書類及び注意事項	2
ii	償却資産のあらまし	
1	償却資産とは	3
2	償却資産の主な種類（例示）	3
3	償却方法と申告対象一覧	3
4	申告の対象となる資産	3
5	償却資産の対象とならない資産	4
6	特殊自動車について	4
7	建築設備における家屋と償却資産の区分	5
8	国税との主な違い	5
iii	固定資産税の課税について	
1	納税義務者	6
2	課税標準額	6
3	税率	6
4	免税点	6
5	課税標準額・税額の求め方	6
iv	申告書等の記入方法	
1	償却資産申告書	7
2	種類別明細書（増加資産・全資産用）	8
3	種類別明細書（減少資産用）	9
v	個人番号(マイナンバー)の記入及び本人確認資料等について	
1、	本人が個人番号を記入した申告書を提出する場合	9
2、	代理人が本人の個人番号を記入した申告書を提出する場合	10

償却資産申告書の留意事項

i 償却資産の申告について

令和4年1月1日現在、遠軽町で事業を営んでいる個人または法人の方で、遠軽町内に事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第383条及び同法施行規則第14条の規定に基づき償却資産申告書を提出する必要があります。

1 提出書類及び注意事項

① 令和3年中に新たに事業を開始された方

□ 封入されている様式

- ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 1枚
- イ 種類別明細書（増加資産・全資産用） 1枚

・ 申告資産がある場合

- 【提出書類】
- ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
 - イ 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ※ 資産の多少にかかわらず必ず償却資産の全部を申告して下さい。
また、控えが必要な方はコピーをして下さい。

・ 申告資産がない場合

- 【提出書類】
- ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ※ 18備考（添付書類等）の「3、該当資産なし」に○印を付けて下さい。

② 前年度以前に申告された方

□ 封入されている様式

- ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 1枚（提出用）
 - イ 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 1枚（令和3年度申告内容）
 - ウ 種類別明細書（増加資産・全資産用） 1枚（白紙）※増加資産用
 - エ 種類別明細書（増加資産・全資産用） 1枚（令和3年度申告内容）
 - オ 種類別明細書（減少資産用） 1枚（白紙）
- ※ イ・エは、令和3年度の申告内容が印字されていますので参考にして下さい。

・ 資産の増減がある場合

- 【提出書類】
- ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
 - ウ 種類別明細書（増加資産・全資産用） ※増加資産がある場合
 - オ 種類別明細書（減少資産用） ※減少資産がある場合
- ※ 18備考の「1、資産の増減あり」に○印を付けて下さい。
また、控えが必要な方はコピーをして下さい。

・ 資産の増減がない場合

- 【提出書類】
- ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ※ 18備考の「2、資産の増減なし」に○印を付けて下さい。

③ 全資産（企業電算）申告をされている方

□ 封入されている様式はありません

- 【提出書類】 償却資産申告書、種類別明細書（全資産用）
- ※ 全国的に統一された様式により、申告して下さい。また、独自様式の場合は法定様式（第26号様式）の項目はすべて記入して下さい。
- ※ すべての資産について、固定資産税における償却資産の評価方法による評価計算を行って下さい。

④ その他

前年中に資産の増減がない方、休業中の方も申告書の提出が必要になります。（該当する資産がない方、廃業もしくは移転した方も、その旨申告をお願いします。）

また、18備考内に「市町村記載欄：コロナ特例申告」とありますが、様式作成時点で、令和4年度申告分のコロナ軽減制度はありません。

ii 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税客体となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

2 償却資産の主な種類（例示）

資産の種類		具体例
1	構築物	舗装路面（駐車場の舗装）、ネットフェンス、門、塀、庭園、緑化施設、広告塔、排水溝 その他土地に定着する設備等
	建物	プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物
	建物附属設備	建築設備のうちで償却資産として扱うもの テナント（賃借人）が借家に付加した建築設備・内装
2	機械及び装置	太陽光発電設備、工作機械、動力配線設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」)のうち作業場において作業をすることを目的とするもの、農業用機具、その他業務用設備等
3	船	モーターボート、ヨット、ボート、遊覧船、漁船、作業船、一般船舶等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」)、トロック等
6	工具・器具及び備品	事業用備品：応接セット、パソコン（サーバ用のものを除く）、コピー機、ファックス、テレビ・ラジオその他音響機器、看板（ネオンサイン）、冷暖房機器、カメラ、利美容機器、医療機器、測定・検査工具、スポーツ用品、除雪機、冷蔵庫
		建築設備のうち償却資産の対象となるもの 電話機・電話交換機、ネオンサイン、マイクロホン・スピーカー、カーテン、防犯カメラ

3 償却方法と申告対象一覧

取得価額	償却方法	個別に減価償却しているもの	中小企業者等の少額資産特例	一時に損金算入または必要経費としたもの	3年間で一括償却したもの	法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産
10万円未満		○		×	×	×
10万円以上 20万円未満		○	○		×	×
20万円以上 30万円未満		○	○			○
30万円以上		○				○

○・・・申告対象 ×・・・申告対象外

4 申告の対象となる資産

令和4年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。
なお、次の資産も申告対象になります。

- ・ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているもの
- ・ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
※中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- ・ 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ・ 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却資産であっても賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができるもの
- ・ 遊休または未稼働の資産

- ・ 改良費（資本的支出・・・新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）

5 償却資産の対象とならない資産

- ① 無形減価償却資産（例：商標権、営業権、ソフトウェアなど）
- ② 使用可能期間1年未満の資産（耐用年数が1年未満のもの）
- ③ 少額資産（取得価額が10万円未満の資産で法人税法、所得税法の規定により一時に損金算入したもの。但し、法人の場合は、税務会計上固定資産勘定に資産計上したものは申告対象）
- ④ 一括償却資産（取得価額が20万円未満の資産で法人税法、所得税法の規定により3年間で一括して均等償却するもの。但し、中小企業者等の少額資産特例（30万円未満の資産で損金算入したもの）の場合は申告対象）
- ⑤ リース資産（所有権留保付売買資産は除く）
- ⑥ 棚卸資産（例：商品、製品、原材料、消耗品、貯蔵品等）
- ⑦ 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
 - ※ 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、雪上車（スノーモービル）などは軽自動車税の対象です。
 - ※ 令和2年度より、農耕作業用トレーラ(被牽引車)は、乗用装置があり、牽引するトラクターの最高速度が35km未満である場合、軽自動車税の対象となりました。該当する資産については、軽自動車税（種別割）の申告が必要です。
- ⑧ 美術品等（取得価額が1点100万円以上のもの）
- ⑨ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ⑩ 生物（但し、観賞等に使用する場合は申告対象）

6 特殊自動車について

令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、一定の条件を満たす場合、公道を走行することが可能になりました。これに伴い、農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産の課税対象であったものが小型特殊自動車として軽自動車税（種別割）の課税対象となることとなりましたので申告の際ご注意ください。

■小型特殊自動車として軽自動車税（種別割）の対象となるもの

ア、小型特殊自動車（農耕作業用）

種類	規格
農耕トラクタ 農業用薬剤散布機 刈取脱穀作業車 田植機 農耕作業用トレーラ等(牽引車の最高速度35km未満)	全長：制限なし 全幅：制限なし 全高：制限なし 最高速度：時速35km/h未満

※最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車となり償却資産申告の対象となります。

イ、小型特殊自動車（その他のもの）

種類	規格
ショベル・ローダ/タイヤ・ローラ/ロード・ローラ/グレーダ/ロード・スタビライザ/スクレーパ/ロータリ除雪自動車/アスファルト・フィニッシャ/タイヤ・ドーザ/モータ・スイーパー/ダンパ/ホイール・ハンマ/ホイール・ブレーカ/フォーク・リフト/フォーク・ローダ/ホイール・クレーン/ストラドル・キャリヤ/ターレット式構内運搬自動車 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全長：4.7m以下 全幅：1.7m以下 全高：2.8m以下 最高速度：時速15km/h未満

※自動車の長さ、幅、高さ、最高速度が1つでも要件を超える場合は、大型特殊自動車となります。

7 建築設備における家屋と償却資産の区分

建物に附属している設備のうち、償却資産として申告する部分と家屋で評価する部分の主な区分内訳は次のとおりです。

家屋と償却資産の区分（例示）

設備の種類	設備の分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備	
	電灯照明設備	家屋と分離している屋外照明設備（外灯等）	屋内照明設備
	電気引込み設備	引込み開閉器及び屋外の配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
	電話設備	電話機・交換機等の機器	配線及び配管
	拡声・放送設備	マイクロホン・アンプ・スピーカー等の機器	配線及び配管
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
	テレビ共聴設備		設備一式
給排水設備	LAN設備	設備一式	
	水源	井戸	
	給水設備・排水設備	屋外に敷設された設備 独立した給水塔等	屋内に敷設された設備 高架水槽・圧力水槽
ガス設備		特定の生産又は業務用設備一式 メーターまでの屋外の配管	左記以外の設備 屋内配管・バルブ
給湯設備	局所式給湯法 中央式給湯法	事業用ボイラー 公衆浴場の元釜・補助釜	中央設備一式
避雷設備		独立した設備	家屋と一体の設備
空調設備		ルームエアコン・FFストーブ	ダクト式空調設備等
消化設備		消火器・ホース等	消火栓設備・スプリンクラー・ドレンチャー設備
運搬設備		気送子	気送管設備・エレベーター・エスカレーター
その他の設備	中央監視制御設備	設備一式	
		集合郵便受け、夜間金庫、屋外の焼却炉、屋外融雪設備、カーテン、避難器具	自動扉、屋内融雪設備

8 国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	暦年（賦課期日1月1日現在）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 （法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）	建物以外の一般の資産は 【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以前取得 ～平成28年3月31日以前取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物及び構築物・建物附属屋 については定額法
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却	制度なし	制度あり
増加償却	制度あり	制度あり
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価格（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価	原則区分評価（一部合算も可）
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	制度なし	制度あり

iii 固定資産税の課税について

1 納税義務者

令和4年1月1日現在の償却資産の所有者（償却資産を賃貸している場合も含む）です。

2 課税標準額

令和4年1月1日現在の「評価額（決定価格）」が課税標準額となります。ただし、課税標準額の特例適用がある場合には、決定価格に特例率を乗じた価格が課税標準額となります。

3 税率

合計課税標準額×1.4%（税率）＝税額（100円未満切捨て）

4 免税点

遠軽町内に同一人が所有する償却資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

5 課税標準額・税額の求め方

	償却資産評価額
前年中に取得した資産	取得価格×減価残存率（1-r/2）
前年前に取得した資産	前年度評価額×減価残存率（1-r）

※ 1、r＝原価率

2、減価残存率は小数点第3位未満切捨て

3、上記により算出した評価額が取得価格の5%より少なくなった場合は、5%が評価額となります

【減価残存率表】

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	41	0.055	0.972	0.945
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	42	0.053	0.973	0.947
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	43	0.052	0.974	0.948
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	44	0.051	0.974	0.949
				30	0.074	0.963	0.926	45	0.050	0.975	0.950

iv 申告書等の記入方法

1 償却資産申告書

○今回、初めて申告する場合・

- ① 申告資産がある場合は、先に「種類別明細書（増加資産・全資産用）」を作成願います。
種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入した内容を申告書の資産の種類別に転記して下さい。
- ② 申告する資産がない場合は、上記申告書の「18備考欄」の3に○を付けて下さい。

○資産の増加及び減少がない場合

償却資産申告書の「18備考欄」の2に○を付けて下さい。

○前年中に資産が増加又は減少した場合

8ページ、9ページの「種類別明細書」に記入内容を確認のうえ作成願います。

○各項目の説明

※所有者コード	記入する必要はありません。
1.住所 (又は納税通知書送付先)	住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記入し、ふりがなを付して下さい。また、ビル等に入居している場合はビルの名称、階数及び部屋番号を記入して下さい。
2.氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	氏名・ふりがなを記入して下さい。法人の場合には、名称及び代表者の氏名を記入して下さい。押印の印字がありますが、押印する必要ありません。
3.個人番号又は法人番号	個人事業主の場合は12桁の個人番号、法人の場合は13桁の法人番号を右詰で記入して下さい。※マイナンバーの記入が無い場合でも、申告書は有効なものとして受理致します。
4.事業種目	事業の種目を簡単に記入して下さい。また、法人の場合は資本金または出資金等の金額も記入して下さい。
5.事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入して下さい。
6.この申告に应答する者の係及び氏名	この申告書について应答される方の係名、氏名及び電話番号を記入して下さい。
7.税理士等の氏名	経理を税理士等に委託している場合、税理士等の氏名及び電話番号を記入して下さい。
8~14	該当する箇所に○を付けて下さい。
15.事業所資産の所在地	償却資産がある事業所等の所在地を記入願います。複数ある場合は、主な所在地の番号を○で囲んで下さい。
16.借用資産	借用(リース)資産がある場合は「有」に○を付け、借主の名称を記入して下さい。
17.事業所用家屋の所有区分	事業用家屋として使用している建物が自己所有か借家が該当する箇所に○を付けて下さい。
18.備考(添付書類)	特記事項等がある場合記入して下さい。
取得価額 (□)~(ニ)	【(□)~(ハ)】 種類別明細書で記入した取得価額を種類別に合計記入して下さい。 【(ニ)】 (イ) - (□) + (ハ) の計を記入して下さい。
(ホ)~(ト)	記入の必要はありません。ただし、電算申告を行う場合は記入してください。
訂正がある場合	二重線で訂正して下さい。訂正印は必要ありません。

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

○各項目の説明

令和 年度	申告年度を記入して下さい。
所有者コード	記入する必要はありません。
所有者名	氏名又は名称を記入して下さい。
資産の種類	次に該当する資産の種類番号を記入して下さい。 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機、 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
資産コード	記入する必要はありません。
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記入して下さい。
数量	資産の数量を記入して下さい。一式の場合は1と記入して下さい。
取得年月	取得年月を記入して下さい。年号は次の数字を記入して下さい。 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和
取得価額（イ）	当該資産の取得価額を記入して下さい。 「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので当該圧縮額を含めた実際の取引額を記入して下さい。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入して下さい。なお、中古資産について、見積耐用年数表によっている場合はその耐用年数を、国税局の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入して下さい。
減価残存率（ロ）	
価格（ハ）	
※課税標準額の特例	記入する必要はありません。 ただし、電算処理により申告を行う場合は記入して下さい。
課税標準額	
増加事由	資産が増加したことの該当事由の番号を○で囲んで下さい。 番号の区分は種類別明細書の下部欄外に注意として表示しています。 「4その他」に該当する場合は、摘要欄にお具体的な事由を記入して下さい。 (例) 申告漏れ、取得価額修正、耐用年数修正
摘要	1、地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する課税標準額の特例の適用がある資産、又は同法第348条第2に規定する非課税資産がある場合には適用条項を記入して下さい。 (例) 「附則第15条第2項」、「法第348条第2項第9号」 2、中古耐用年数を適用する場合 ⇒ 中古 3、短縮耐用年数を適用する場合 ⇒ 短縮 4、申告年度に申告漏れとなっていた資産がある場合 ⇒ 申告漏れ
訂正がある場合	二重線で訂正して下さい。訂正印は必要ありません。

3 種類別明細書（減少資産用）

○各項目の説明

令和 年度	申告年度を記入して下さい。	
所有者コード	記入する必要はありません。	
資産の種類	該当する資産の種類番号を記入して下さい。 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機、 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品	
抹消コード	種類別明細書（増加・全資産用）に印字されている当該資産の資産コードを記入して下さい。	
資産の名称等	前年中に減少した資産の	名称等を記入して下さい。
数量		数量を記入して下さい。
取得年月	取得年月を記入して下さい。 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	取得年月を記入して下さい。
取得価額		種類別明細書（増加・全資産用）に印字されている当該資産の各項目の内容を記入して下さい。
	一部減少又は申告誤り等による減少資産	当該資産の減少分の取得価額を記入して下さい。
耐用年数	種類別明細書（増加・全資産用）に印字されている当該資産の耐用年数を記入して下さい。	
申告年度	当該資産について最初に申告した年度を記入して下さい。	
減少の事由及び区分	当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んで下さい。	
摘要	当該資産が減少した事由について 「1売却」は、その売却先の名称等を記入して下さい。 「2滅失」は、その滅失の理由等を記入。 「3移動」、その受入れ先の所在地等を記入して下さい。 「4その他」は、その減少の事由等を記入して下さい。 ②減少区分が一部に該当する場合 当初取得価額100万円(数量5)の内、40万円(数量2)分減少などと記入して下さい。	
訂正がある場合	二重線で訂正して下さい。訂正印は必要ありません。	

▼ 個人番号(マイナンバー)の記入及び本人確認資料等について

平成28年1月に社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、個人番号（法人番号を除く）を記入した償却資産申告書を提出する際に本人確認が必要となります。

電子申告（eLTAX）で申告する場合は、電子証明書等により身元確認を実施するため、本人確認は不要です。

1、本人が個人番号を記入した申告書を提出する場合

番号確認と身元確認が必要となります。

確認事項	必要書類（いずれか1点）
番号確認	マイナンバーカード（裏面） マイナンバー通知カード（記載内容と現況に相違ないもの） 住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）等
身元確認	マイナンバーカード（表面） 運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点 遠軽町が住所及び氏名を印字して送付した申告書等

※郵送で提出される場合は、写しを添付して下さい。

2、代理人が本人の個人番号を記入した申告書を提出する場合

「本人の番号確認」、「申告書を提出する方の身元確認」、「代理権を有することの確認」が必要となります。

確認事項	必要書類（いずれか1点）
本人の番号確認	本人のマイナンバーカード（裏面） 本人のマイナンバー通知カード（記載内容と現況に相違ないもの） 本人の住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）等
代理人の身元確認	マイナンバーカード（表面） 運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点 代理人の税理士証票 税理士の補助者または事務員であることを証する書類 等
代理権の確認	税務代理権限証書 委任状

※ 郵送で提出される場合は、代理権を証明するものは原本、他の関係書類については写しを添付して下さい。

※申告書に個人番号の記入が無い場合も、申告書を受理します。
また、本人確認資料の不備等により本人確認ができなかった場合について、申告書に個人番号の記入がなかったものとして取り扱います。